



## 報 告

障がい者差別に関する相談について

障がい者差別を解消するための取組について

芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例第13条第1項及び芦屋町障害福祉計画推進委員会設置条例第2条の規定に基づき、下記2件について報告します。

## 1 令和5年度障がい者差別に関する相談について

令和5年度は、障がい者差別に関する相談はありませんでした。

## 2 令和5年度の差別解消法の取り組みについて

芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例を広く周知するため、遠賀郡4町で作成した障害者差別解消法及び町の条例のリーフレットに、新たに事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたことを追加し、12月9日の「人権まつり」で配布しました。また、町のホームページに掲載して周知を図りました。今後も、障がい者差別解消について継続して周知を行い条例遵守に努めて参ります。

### 参考

#### ○芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例

(地域協議会)

第13条 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、法第17条第1項に規定する地域協議会の取組は、芦屋町障害福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）が実施する。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、芦屋町障害福祉計画推進委員会設置条例（平成18年条例第38号）で定める。

#### ○芦屋町障害福祉計画推進委員会設置条例

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査、審議する。

- (1) 障害者計画の策定及び推進に関する事項
- (2) 障害福祉計画の策定及び推進に関する事項
- (3) 障がい者差別に関する相談及び障がい者差別を解消するための取組に関する事項